

# 筑波大学生命環境学群地球学類クラス代表者会議規則

平成 19 年 4 月 2 日制定

平成 20 年 4 月 9 日改正

## 目的

この規則は、「筑波大学における学生の組織及びクラス連絡会等について」（以下、「副学長決定」）第 8 1 項を根拠とした、筑波大学生命環境学群地球学類クラス代表者会議（以下、クラ代会）の公正かつ円滑な運営を図るためのものである。

## 第 1 章 審議事項

- 1 「筑波大学の学生組織等について」（以下、「学長決定」）第 3 項に基づき、クラ代会では、学生生活及び教育に関する事項等を中心として審議を行う。

## 第 2 章 組織体制

### （構成員）

- 2 クラ代会は、副学長決定第 7 項に基づき地球学類の各クラス会議（以下、クラス会議）から選ばれたクラス代表（以下、クラ代）で構成される。
- 3 1 年生のクラス会議は、原則として各クラス 3 人ずつクラ代を選出する。

### （クラ代の選出）

- 4 クラ代の選挙は、「副学長決定」第 9 項に従い、授業開始日より数えて 3 5 日以内に行う。
- 5 クラ代の選出方法は、「学長決定」第 7 項の（1）、（2）、（3）及び「副学長決定」第 8 項に従う。
- 6 クラス会議の開催が困難である場合、そのクラスのクラ代選出の権限はクラ代会に委譲されたものとみなし、クラ代会の場で選出を行う。
- 7 クラ代を選出したときは、「学長決定」第 9 項に従い、当該クラスのクラス担任及び地球学類長に報告する。

### （クラ代の解任）

- 8 クラ代の解任方法は、「副学長決定」第 1 0 項から第 1 3 項に従う。
- 9 後任の選出は「副学長決定」第 1 4 項に従い、1 0 日以内に行う。ただし、解任される者が 2 年次以上の場合、後任選出を行わない。

### （クラ代の任期）

- 1 0 クラ代の任期は、「副学長決定」第 2 3 項に従い、選出された日より次年度の授業開始日とする。
- 1 1 原則として、クラ代は 2 期以上務める。
- 1 2 クラ代が解任により再選出された場合、後任者の任期は「副学長決定」第 4 7 項に従い、前任者の残任期間とする。

(役職)

- 1 3 クラ代会では、円滑な運営のため、次に掲げる役職を各 1 名ずつ置く。
  - (1) 議長…クラ代会の統括、求められた場合に全代会・大学等への報告
  - (2) 副議長…議長の補佐、議長不在時の代理
  - (3) 会計…活動費(学類費等)の管理、予算の作成、会計報告
  - (4) 学類室管理…学類室物品・その他学類室内の管理
- 1 4 議長・副議長・会計は、兼任できない。

(議長・副議長・会計・学類室管理の選出)

- 1 5 議長の選出方法は、「学長決定」第 1 4 項及び「副学長決定」第 1 5 項、同第 1 6 項に従う。また、次に掲げる方法にも従う。
  - (1) 立候補が 1 名の場合は信任投票を行う。
  - (2) 立候補者なしの場合は、議長が 1 名を推薦しその者に対する信任投票を行う。
- 1 6 選挙が不成立、あるいは投票の結果が該当者なしの場合、1 0 日以内に再度選出を行う。
- 1 7 次期議長の選挙は、第 2 学期が終了するまでに行う。
- 1 8 副議長・会計・学類室管理の選出方法・時期は、議長と同様とする。

(議長・副議長・会計・学類室管理の解任)

- 1 9 議長の解任方法については、「副学長決定」第 1 8 項から第 2 1 項に従う。また、議長が除籍・移籍・転出となった場合も解任されるとする。その場合の後任選出は「副学長決定」第 2 2 項に従い、1 0 日以内に行う。
- 2 0 副議長・会計・学類室管理の解任方法は、議長と同様とする。

(議長・副議長・会計・学類室管理の任期)

- 2 1 議長・副議長・会計・学類室管理の任期は、第 3 学期の授業開始日より 1 年とする。
- 2 2 議長が解任により再選出された場合、後任者の任期は「副学長決定」第 4 9 項に従い前任者の残任期間とする。
- 2 3 副議長・会計・学類室管理が再選出された場合、後任者の任期は議長と同様とする。

(座長団)

24 クラ代会では、「学長決定」第17項に基づき、座長1名及び副座長2名（以下、座長団）を選出する。座長団に関する一切は、「学長決定」第17項から第19項及び「副学長決定」第23項から第31項、同第48項に従う。その他、全代会の指示に従う。

(委員会)

25 クラ代会は、話し合いを円滑に行うため、委員会を置くことができる。詳細については、本規則第4章で定める。

(他学類組織との連携)

26 クラ代会では、積極的に他学類の組織と連携をとっていく。その方法や規則については、別に定める。

### 第3章 会計

(学類費)

27 クラ代会では、学類活動運営のために活動費として「学類費」を学生から徴収する。学類費は次に掲げるように定める。

- (1) 学類費は1年次の学生から徴収する。
- (2) 学類費の額は、年度ごとに定める。
- (3) 学類費の返還は、原則として応じない。

28 学類費の徴収は、クラ代会が別に定める時期に行う。ただし、その年度の予算計画書（後述）を提示するより前に徴収を行うことはできない。

29 学類費の徴収は、クラ代会が別に定める者が行う。

(その他活動費)

30 学類費以外に、使用目的が明確な場合に限り活動費を適宜徴収することができる。

(予算の編成)

31 会計は年度の初めに1年間の予算計画書（概要）を作成し、クラ代会の承認を得る。

32 予算計画書が承認されない限り、会計はその年度の活動を行うことができない。

33 企画・行事を行うときは、企画書と共に詳細な予算計画書を提出し、クラ代会の承認を得る。

(決算報告)

34 会計は、企画や物品購入の度に決算報告を行う。

35 会計は、学期ごとに決算報告を行う。ただし、第3学期の決算報告はその年度分をま

とめて行う。

36 学期ごとの決算報告は、次学期及び次年度最初のクラ代会で行う。

37 決算報告を行うには、監査の承認が必要である。監査については本規則第5章で述べる。

(会計マニュアル)

38 会計については、手続き等の詳細を定めるため「会計マニュアル」を別に作成する。

39 会計マニュアルは毎年、内容を検討した上で改正する。

## 第4章 委員会

(委員会の設置・廃止)

40 委員会の設置は、クラ代会で承認される必要がある。

41 委員会の設置については、賛成が全表決者の3分の2以上のとき可決される。

42 委員会の廃止の方法は、委員会の設置に準ずる。

(委員会構成員)

43 委員会に所属できるのは、地球学類生のみとする。

44 クラ代は、いずれかの委員会に必ず属する。

45 すべての委員会は、1名以上のクラ代を含む。

(委員長)

46 各委員会には、統括を目的として委員長を置く。

47 クラ代会が求めた場合、委員長はクラ代会に出席し報告を行う。

48 議長・副議長・学類室管理は委員長と兼任可能とする。また、会計は委員長と兼任できない。

(委員会細則)

49 各委員会は、本規則の範囲内で細則を作成することができる。

## 第5章 監査

50 クラ代会では、会計の公正を保つため、クラ代会の外に監査を置く。

51 監査は、会計及び議長から提出された決算報告に不正が無いか確認する。不正が無ければクラ代会へ、あれば会計へそれぞれ結果を報告する。

52 監査は、地球学類の委員会に属した経験のある2年次以上の者から1名をクラ代会が指名する。

53 監査の任期は、選出された日から次年度の授業開始日までとする。

## 第6章 会議

### (クラ代会の開催)

- 5 4 クラ代会を開催する場合、議長は前日までに構成員全員にその旨を伝達する。
- 5 5 クラ代会は、原則として週に1回行う。
- 5 6 クラ代会を行うときは、「学長決定」第13項に従い、地球学類長に報告をする。
- 5 7 クラ代会は、「学長決定」第12項に従い、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

### (議案の扱い・表決)

- 5 8 議案は、発案者から議長へ提案され、クラ代会に諮られる。
- 5 9 クラ代会で議案が諮られる場合、前日までに構成員全員にその旨が伝達される。
- 6 0 クラ代会における議案への表決権は、クラ代が有するものとする。
- 6 1 議案への表決は、挙手によって行う。ただし、人事に関する議案への表決及び役員選出等の選挙への投票は、無記名投票によって行う。
- 6 2 採決、開票は議長（議長人事に関する議案の場合は副議長）が行う。
- 6 3 全ての議案において、賛成が全表決者の過半数に満たない場合は可決されない。また反対が全表決者の過半数であった場合、その議案は廃案とする。それ以外の場合は継続審議とする。ただし委員会の承認に関しては第4章、内規の改廃に関しては第8章で述べる。

## 第7章 その他

### (公開の原則)

- 6 4 クラ代会は、すべて公開とする。

### (クラス連絡会)

- 6 5 「学長決定」第26項に基づき「クラス連絡会」を行う場合、同第27項に掲げられている事項についても審議する。その他、取り上げるべき事項について、審議を行う。

## 第8章 改廃

- 6 6 構成員の3分の1以上、あるいは全学類生の10分の1以上から提案された場合、クラ代会は本規則の改廃について審議する。
- 6 7 地球学類長、全代会から本規則の改廃を求められた場合、クラ代会はそれについて審議しなければならない。
- 6 8 改正についての議案は、賛成が全表決者の3分の2以上のとき可決される。
- 6 9 廃止についての議案は、全会一致のとき可決される。

## 第9章 附則

70 本規則で定められていない事項については、別に定めることとする。